

**公共調達に適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
					(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 堺公共職業安定所 堺駅前庁舎建物 賃貸借	支出負担行為 担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区 大手前4-1-67	H25.8.1	(株)高島屋 大阪市中央区難波5-1-5	別紙5のとおり	9,581,560	4,328,902	45.2%	-	-	-	-	
2 堺公共職業安定所の移転に伴う家電の購入	支出負担行為 担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区 大手前4-1-67	H25.8.1	(株)サン商事 大阪市北区紅梅町2-17	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため	1,188,542	1,083,358	91.2%	-	-	-	-	
3 大阪東ハローワークコーナー設置に伴う自動番号受付機器の購入	支出負担行為 担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区 大手前4-1-67	H25.8.1	(有)清水正商店 大阪市西区阿波座2-2-21	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため	1,024,800	922,425	90.0%	-	-	-	-	
4 枚方公共職業安定所建物賃貸借(ビオルネ)	支出負担行為 担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区 大手前4-1-67	H25.8.26	枚方パートナーシップス(株) 枚方市岡本町7-1	別紙6のとおり	15,309,021	10,854,655	70.9%	-	-	-	-	
5 枚方公共職業安定所建物賃貸借(イオン枚方店)	支出負担行為 担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区 大手前4-1-67	H25.8.26	イオンリテール(株) 大阪市福島区海老江1-1-23	別紙7のとおり	40,674,900	28,840,000	70.9%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	堺公共職業安定所堺東駅前庁舎建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>堺公共職業安定所及びハローワーク堺就職支援センターは、平成25年度に堺地方合同庁舎へ入居する予定であったが、平成19年より入居していた堺ジョルノビルは、老朽化による建替えを行うこととなり、平成23年12月末日までに退去するよう要求され、移転を余儀なくされることとなった。利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなく、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下であったため、平成23年9月より高島屋堺店へ入居することとなった。</p> <p>今般、堺地方合同庁舎が完成したため、堺公共職業安定所及びハローワーク堺就職支援センターは堺地方合同庁舎へ移転することとなったが、堺公共職業安定所の職業紹介等の一部業務は継続して高島屋堺店で行うこととなった。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所建物賃貸借(ビオルネ)
随意契約によることとした理由	<p>枚方公共職業安定所については、庁舎狭隘、耐震性能不足のため、移転することとなったが、近隣には公有建物がないため、利用者の利便性・交通アクセス、集客力、業務運営を円滑に行える基準面積、賃料等を考慮し、当該ビルを選定することとなった。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所建物賃貸借(イオン枚方店)
随意契約によることとした理由	<p>枚方公共職業安定所については、庁舎狭隘、耐震性能不足のため、移転することとなったが、近隣には公有建物がないため、利用者の利便性・交通アクセス、集客力、業務運営を円滑に行える基準面積、賃料等を考慮し、当該ビルを選定することとなった。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	